

仕 様 書

この仕様書は、独立行政法人 国際協力機構 東京センター（以下「発注者」という。）が実施する「JICA東京中庭樹木剪定・伐採及び草刈業務」に関する業務の内容を示すものである。本業務の受注者（以下、「受注者」という。）は、この仕様書に基づき本件業務を実施すること。

1. 現状及び導入の目的

東京センターの管理研修棟、宿泊棟、講堂が三方で囲む中庭の樹木は長年整備を実施してきていないため、高さのある樹木が乱立し、また低木や雑草も手入れされないまま繁茂する状況となっており、建物への採光や美観の面でも支障があるほか、遊歩道にまで不要枝や雑草が伸びて通行にも障害がある。

本業務は渋谷区の都心に稀有な緑地を有し、本来であれば宿泊する研修員等や地域住民が中庭を散策し自然を楽しむことができる環境を持ちながらも、活用できない状況を改善し、施設の有効利用に寄与することを目的とする。

しかしながら、立地条件から①重機を入れることができない（手作業によらざるをえないこと。②敷地が広大であること。③廃棄する伐採木や草類が大量に見込まれること、なども鑑み、今次作業は、中庭全体ではなく、優先的に実施すべきエリア（管理研修棟、ロビー/ラウンジと食堂の窓から見える部分等）¹の区画に限定して掲題作業を実施する。

2. 作業実施要領

（1）適用区域

別紙①の図面のとおりに。（樹木位置記載）

（2）作業概要

別紙②のリストのとおりに伐採・剪定を実施。

<方針>

- （ア）枯損木、倒れる恐れのある中低木、ならびに支障木の伐採
- （イ）樹木の剪定および、手入れ（原則、強剪定。）
- （ウ）下草の草刈、除去および除去後の養生（マルチング<バークチップ>仕上げ）
- （エ）上記（ア）から（ウ）にて発生する産業廃棄物（木くず等）の運搬及び処分

（3）関連法規

本契約の履行にあたっては、以下の定められた次の諸法規を遵守すること。

- （ア）労働安全衛生法及び労働安全衛生規則
- （イ）国等による環境物品の調達の推進に関する法律
- （ウ）廃棄物処理法

¹ 図面にて指示する2.（1）

(4) 作業期間

契約締結日 ～2022年2月28日までを予定とする。

作業日は原則平日昼間とする。やむを得ない場合、平日夜間、土日祝日も可とする。

(5) 作業実施管理

(ア) 受注者は、以下内容を含む実施計画書を契約締結日から2週間以内に受注者に提出し、承認を受けること。

- ・作業工程表
- ・作業実施体制
- ・現場責任者（主・副）の氏名、所属、肩書、日中の連絡先、配置日
（※現場責任者（主）は1級造園施工技士と同等の資格を保有していることが望ましい。）
- ・投入資機材、車両、その他持ち込み機械等の一式
- ・廃棄物運送手順および処理手順

※上記について、電子媒体、紙媒体を受注者に納入すること。

(イ) 受注者は、週次に進捗状況及び契約期間における調整事項をまとめ、発注者との連絡調整の会議を設定すること。

(ウ) 受注者は本契約の実施段階において、発注者の検査業務が円滑に行われるように必要な支援を実施すること。

(エ) 受注者は、(図面及び仕様書に明記がない、もしくは疑義のある場合等) 業務遂行にあたっては、発注者と十分協議すること。

(オ) 事前に諸官庁への手続きが必要な場合は、受注者が実施すること。

(6) 一般留意事項

(ア) 作業実施にあたっては、場所や状況に応じて立て看板、カラーコーン等で、作業中であることを表示し、実施すること。高木剪定の際は、身の安全のための安全帯を使用すること。

(墜落・転落の事故防止および安全教育の徹底を図り、安全装具などで必要なものは入札価格に含めて調達すること。)

(イ) 刈払機、チェーンソー等の機器の利用は必要な講習・教育または免許を所有している者が実施すること。

(ウ) 伐採木等、木くず、雑草等は一旦、中庭広場(図面①青塗部分)に集結、仮置きさせ、運搬可能な状態に裁断、結束して、大山公園口から運び出しを行う。

仮置きの際、広場の芝生などには十分養生を行うなどして芝生を傷めないよう留意し、傷めた場合は受注者が修繕、清掃すること。

(エ) 作業中は、整理整頓につとめ、また作業員の規律保持ならびに新型コロナウイルス感染対策を十分講じ、健康管理に配慮すること。

(オ) 作業の実施前、実施中、実施後の各状況を示す(デジタルカメラ可)を撮影し、週次の進捗会議で必要に応じて提示し、作業完了報告書に写真を添付すること。

(カ) 高所作業車・クレーン車を利用して作業を行う場合は受注者の許可を得た場所に車

輛を停止させること。

- (キ) 伐採木の運搬（はい付け、はい崩し作業）を実施する場合は、はい作業主任技能講習の修了者を配置すること。
- (ク) 剪定した枝木葉、残土等は、許可を得た産業廃棄物処分場やリサイクル施設（自社処分を含む）において適正に処分したことを証明する書類等の写しを受注者に提出すること。
- (ケ) 騒音・振動・異臭等の発生がされる作業及び資材等の搬出入は、発注者の事前の承認を得ること。
- (コ) 作業期間中、当センター関係者、利用者の安全には十分注意すること。これらとの間でトラブルが生じた場合は、現場責任者を通じて担当者に連絡して解決を図ること。
- (サ) 作業関係者が現場以外の施設内に立ち入る際は、担当者の承認を得ること。
- (シ) 既存建物、物品等に損傷を与えた場合は、発注者に報告のうえ、復旧、修理すること。
- (ス) 本作業に際し、対象樹木以外の樹木の木の枝や笹、雑草等が邪魔になる場合は、枝打ち、刈払いをすることは可。また作業を実施する際、及び作業終了後は周辺の清掃を実施すること。
- (セ) 刈草等の回収等に混在する落ち葉類、作業により排水溝に落ちた刈草も「確実に回収すること。
境界線からはみでた蔦類、コンクリートから突き出た雑草等があれば処分し、刈草に混在する落ち葉も回収すること。
- (ソ) その他疑義のある事項は、発注者と調整すること。

3. 特記事項

(1) 伐採に係る留意事項

- (ア) 切り株が目立たないようできるだけ地際より処理すること。
- (イ) 伐根が可能なものは伐根するが、困難なものは残存可とする。
- (ウ) 伐採した樹木は枝払いし、一定の長さに切断したうえで処分すること。
- (エ) 周辺樹木、各種施設の損傷に留意すること。

(2) 剪定

- (ア) 特に指定のない限り、強剪定とする。
- (イ) 剪定としていた樹木が、剪定が困難である場合は、受注者と相談し、適宜伐採等対応を相談すること。
- (ウ) 太枝の剪定は切断箇所の表皮がはがれないように切断箇所の数10cm上よりあらかじめ切除するなどして、枝先の重量を軽くし切除する、切断面には必要に応じ、防腐処理（癒合材塗布）を施すなど、作業後の維持の面にも配慮すること。
- (エ) 枝が込みすぎた部分は、樹形を考慮し、中すかしや枝抜き、不必要な枝の切り取りを行うこと。

(3) 下草の草刈および除草。

(ア) 笹等除去が困難な下草等は、機械を利用した刈込みを可とする。(極力地表際で処理する)。

(イ) 上記以外は除草とする。(除草不可能な場所は発注者と相談する。)

(ウ) 除草後の可能な区域は、バークチップ材によるマルチング仕上げを施す。

(バークチップ材の購入費用は、敷地全体への敷設前提で入札価格に含めること。ただし笹植栽部分は除く。)

(4) 産業廃棄物処分

上記(1)から(3)の作業で発生した木くず、雑草類の産業廃棄物処分費用は受注者負担とする。(廃棄物処分費用、車両庸上費、運転手費用は入札価格に含めること。なお、廃棄物処分を再委託することは可とする。)

4. 成果品

2月18日(金)までに以下を提出する(ハードコピー、ソフトデータ各1通)

- ・完了報告書(完了後の残存樹木と作業結果を図面と樹木リストで表示すること)
- ・現場写真(作業前/後)
- ・廃棄物処分報告書(写)

5. その他

(1) 便宜供与

(ア) 使用する水・電気は、無償提供する。

(イ) 駐車場代に関しては入札価格に含めないことで可。

(作業関係者に1台分は提供予定。他工事との関係で駐車場が用意できない場合は、発注者と相談のうえ、近隣の駐車場を受注者が確保し、領収書をもって発注者に請求とする。)

(ウ) 作業員休憩所について発注者が用意する。

(2) 感染対策の徹底

作業中および休憩時間は新型コロナウイルス感染対策に留意し、施設内に入る際は手指消毒を徹底すること。

また、作業員に陽性者が発生した場合は速やかに監督職員に報告すること。

(3) 報告/助言

(ア) 図面に示す指示について、中庭の景観、地形維持等で問題がある場合は適宜申告、発注者と相談のこと。

(イ) 天候による作業遅延については都度発注者と相談し代替の日程、計画を提示のこと。

以上